



平成 25 年 7 月 5 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号 1925 東証・大証第一部)
代表者名 代表取締役社長 大野 直竹
問合せ先 経営管理本部 IR 室長 土田 耕一
電話番号 (06)6342-1400

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 25 年 7 月 5 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、昭和 30 年 4 月、「建築の工業化」を企業理念に創業し、半世紀以上にわたり住宅・賃貸住宅・分譲マンション・商業施設・一般建築物を提供し、幅広い事業展開を進めてまいりました。そして現在、当社グループでは、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、お客様と共に新たな価値を創り、活かし、高め、人が心豊かに生きる社会の実現を目指し、国内市場のみならず、海外市場も見据えた事業の拡充に積極的にチャレンジしております。

当社グループは、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 ヶ年を期間とする「大和ハウスグループ第 3 次中期経営計画『3G』For New Growth」(※3G とは基本方針「Group－成長の継続」 「Great－成長への基盤整備」 「Global－成長への布石」の頭文字)を策定し、「再成長」をテーマに事業を推進してまいりました。その結果、最終年度の業績目標であった連結売上高 2 兆円、連結営業利益 1,200 億円を 2 年目の平成 24 年度に 1 年前倒しで達成することができました。つきましては、平成 25 年度を初年度とする新たな 3 ヶ年の経営計画である「第 4 次中期経営計画」を策定することとしました。

「第 4 次中期経営計画」の詳細については、今秋の策定、発表に向け、現在検討中ですが、当社グループの幅広い事業領域を活かしてさらなる成長を目指し、戸建住宅・賃貸住宅・マンション・住宅ストック・商業施設・事業施設のコアビジネス事業、健康余暇・環境エネルギー等の多角化ビジネス事業、さらには新規ビジネス事業の複合化を基軸とした成長戦略を骨子とする予定です。特に、コアビジネス事業では、高齢社会・防災・安全・環境対応といった社会の変化に対応した商品の強化や新しいビジネスモデルを構築するとともに、各事業領域において、建築請負や不動産開発において、開発用地選定・取得、企画・設計、施工、テナント・リーシング、売却、物件の管理・運営等一連の事業のサイクル(バリューチェーン)の強化・拡充により収益力の向上を目指していきます。

また、事業拡大に伴う技術・施工体制の強化、生産機能の再整備による効率化の推進、人材育成といった経営基盤の整備も進めていきます。

その上で、当社グループは、本日、現在策定中の「第 4 次中期経営計画」の下、今後、6 つのコアビジネス事業の中でも、特に事業施設事業、商業施設事業及び賃貸住宅事業の 3 分野を重点投資分野と位置づけ、特に、①これらの重点投資分野の事業のサイクル(バリューチェーン)の強化・拡充、②ASEAN を中心とした海外ビジネスの展開、③社会構造の変化に対応した既存、新規事業への戦略的投資を行う

ご注意: この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ことにより、成長の加速化を目指す方針を決定しました。また、「第4次中期経営計画」における3ヵ年の当社グループの投資計画額は、合計で、総額6,500億円（内訳：不動産開発投資4,000億円、海外投資500億円、M&A等500億円及び設備投資1,500億円）とします。当社では、上記の重点投資分野を中心に不動産開発事業への投資機会が拡大しているとの判断の下、重点投資分野における不動産開発事業に資金を重点投下していく方針です。このためには、さらなる安定的な財務基盤を構築することが重要と考え、本新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを決議いたしました。本資金調達により、これまで以上に既存事業の基盤を強化するとともに、世の中が必要とする商品・サービスの提供を通じて、さらなる業容の拡大に努めてまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 53,150,000株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 29,000,000株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 21,000,000株
- ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 3,150,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年7月23日(火)から平成25年7月26日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における公募による新株式発行（下記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の公募による自己株式の処分と併せて、以下「国内一般募集」と総称する。）は一般募集とし、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「国内引受会社」という。）に国内における公募による新株式発行分の全株式を買取引受けさせる。
- ② 海外募集
海外における公募による新株式発行（以下「海外募集」という。）は欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に

ご注意：この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

限る。)における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited、J. P. Morgan Securities plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited及びMizuho International plcを共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②並びに下記「2. 公募による自己株式の処分(一般募集)」に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集49,000,000株(新株式発行に係る国内一般募集29,000,000株及び自己株式の処分に係る国内一般募集20,000,000株)及び海外募集24,150,000株(上記(1)②に記載の買取引受けの対象株式21,000,000株及び上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式3,150,000株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは野村証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年7月30日(火)から平成25年8月2日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役副社長 小川哲司に一任する。
- (10) 国内における公募による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 20,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 国内における一般募集とし、国内引受会社に全株式を買取引受けさせる。なお、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間（国内）と同一とする。
- (6) 払込期日 平成25年7月30日(火)から平成25年8月2日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 払込金額、処分価格（募集価格）その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役副社長 小川哲司に一任する。
- (9) 本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本自己株式の処分も中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 7,350,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から7,350,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申込期間 国内一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意：この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売 出 価 格 そ の 他 本 売 出 し に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は、代 表 取 締 役 副 社 長 小 川 哲 司 に 一 任 す る。
- (9) 本 売 出 し に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。な お、国 内 一 般 募 集 が 中 止 と な る 場 合、本 売 出 し も 中 止 す る。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 7,350,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成25年8月16日(金)
- (6) 払 込 期 日 平成25年8月19日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上 記 (5) に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は、発 行 を 打 切 る も の と す る。
- (9) 払 込 金 額、増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額、そ の 他 本 新 株 式 発 行 に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は、代 表 取 締 役 副 社 長 小 川 哲 司 に 一 任 す る。
- (10) 本 新 株 式 発 行 に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。な お、国 内 一 般 募 集 が 中 止 と な る 場 合、本 新 株 式 発 行 も 中 止 す る。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び上記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から7,350,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、7,350,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年7月5日(金)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式7,350,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年8月19日(月)を払込期日として行うことを決議しております。

ご注意： この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月12日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社はシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社はシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、野村証券株式会社は、他の国内一般募集の共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーと協議のうえ、これらを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	599,921,851株	(平成25年7月5日現在)
公募による新株式発行による増加株式数	53,150,000株	(注) 1.
公募による新株式発行後の発行済株式総数	653,071,851株	(注) 1.
第三者割当による新株式発行による増加株式数	7,350,000株	(注) 2.
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	660,421,851株	(注) 2.

(注) 1. 上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)③に記載の権利全部を海外引受会社が行使した場合の数字です。

2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	21,265,001株	(平成25年6月30日現在)
処分株式数	20,000,000株	
処分後の自己株式数	1,265,001株	

ご注意: この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限137,856,115,000円については、80,000,000,000円を平成26年3月末までに、残額を平成28年3月末までに、当社及び当社グループの平成25年度から平成27年度における不動産開発投資（物流センター等賃貸用資産の取得及び建設資金等）の予定額4,000億円の一部に充当する予定であります。なお、当社のグループ会社の不動産開発投資資金への充当については、当社から当該グループ会社への融資を通じて行う予定であります。また、不動産開発投資資金への実際の充当期までは、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパーその他の安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

上記不動産開発投資は、主として当社グループの重点投資分野である事業施設事業、商業施設事業及び賃貸住宅事業を対象としたものであります。事業施設事業では物流・製造施設、医療介護施設等の開発・建築及び仮設建物の建築・管理・運営を行っており、商業施設事業では商業施設の開発・建築、管理・運営を行っており、賃貸住宅事業では賃貸住宅の開発・建築、管理・運営及び仲介を行っております。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成25年7月5日現在下表のとおりとなっております（ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年3月31日現在で記載しております。）。資金調達方法欄については、今回の増資資金及び自己株式処分資金も含めて記載しております。当社については平成26年3月期に着手予定のものの総額を、また国内子会社については平成26年3月期に着手予定の重要なものの総額をそれぞれ記載しております。

重要な設備の新設等

① 当社

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
各支社・支店	賃貸住宅 商業施設 事業施設	物流センター等賃貸 用資産の取得及び建 設	62,000	—	自己資金、 増資資金及 び自己株式 処分資金	平成25年4月	平成26年3月
各工場	戸建住宅 賃貸住宅 商業施設 事業施設	工場施設の改修、生 産設備の更新及び環 境対応	6,766	906	自己資金	平成25年3月	平成26年3月
各ホテル・ゴルフ場	健康余暇	ホテルリニューアル 及び省エネルギー化	670	—	自己資金	平成25年4月	平成26年3月

② 国内子会社

重要な設備の新設等の計画はありません。

(注) 上記金額に消費税等は含んでいません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行及び自己株式の処分の実施によって、財務体質のさらなる強化を図りながら、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

ご注意: この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をごいただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益の還元と将来への事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保とのバランスを考慮し、配当を実施することを基本方針としています。また、競争力強化・収益の向上のため研究開発及び生産設備への投資、営業拠点の拡充など企業基盤拡大のため、財務体質の強化を図るとともに、配当性向30%を目標とし、あわせて状況に応じて自己株式の取得を実施することにより、柔軟な利益還元を心掛けていきます。

当社はこれまで年1回の期末配当としておりましたが、今期（平成26年3月期）より中間配当を実施する方針としました。中間配当については取締役会が、期末配当については株主総会が決定機関です。当社定款では、取締役会を決定機関として会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定めています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおり、将来への事業展開及び経営基盤の強化に適宜充當いたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	47.09円	57.36円	114.52円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	20.00円 (-)	25.00円 (-)	35.00円 (-)
実績連結配当性向	42.5%	43.6%	30.6%
自己資本連結当期純利益率	4.4%	5.1%	9.5%
連結純資産配当率	1.9%	2.2%	2.9%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	1,066 円	1,023 円	1,101 円	1,819 円
高 値	1,130 円	1,130 円	1,899 円	2,330 円
安 値	779 円	881 円	967 円	1,695 円
終 値	1,022 円	1,094 円	1,820 円	1,985 円
株価収益率	21.7 倍	19.1 倍	15.9 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものです。
 2. 平成26年3月期の株価については平成25年7月4日(木)現在で表示しています。
 3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この記者発表文は、大和ハウス工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。